第 4840 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年10月24日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 住宅取得等資金の贈与

Q：家が欲しくて父に相談したところ、資金を贈与してくれることになりました。たしか非課税になる特例があったと思うのですが、どのようになっていましたでしょうか？

A：次のようになっています。

【解説】

20歳以上の者が、父母や祖父母からの贈与により住宅取得等資金を取得し、翌年３月15日までに一定の居住用不動産の取得又は増改築をして、それを居住の用に供した場合には、一定金額が非課税とされます。要件は次のとおりです。

①原則として日本に住所を有していること
②贈与を受けた年の１月１日において20歳以上であること
③贈与を受けた者のその年分の合計所得金額が、2,000万円以下であること
④贈与を受けた年の翌年３月15日までに、居住用不動産(増改築)を取得等して、そこに居住すること
⑤配偶者や親族などからの取得等でないこと
⑥一定の要件を満たす家屋もしくは増改築であること
⑦平成24年１月１日から平成26年12月31日までにした金銭での贈与であること
⑧この特例の適用を受ける旨の贈与税の申告書と一定の添付書類を提出すること

非課税となる金額は、次のとおりです。

H25：省エネ等住宅1,200万円、その他700万円
H26：　　〃　　1,000万円、その他500万円